熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第2 条第2項の市長が別に定める基準を定める要綱

制定 平成27年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第60号。以下「条例」という。)附則第2条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する基準により難いと認められる放課後児童健全育成事業所について、同条第2項の基準を定めるものとする。

(専用区画の面積についての基準)

第2条 条例附則第2条第2項の規定により専用区画の面積について市長が別に定める基準は、児童1人につきおおむね0.81平方メートル以上とする。

(一の支援の単位を構成する児童の数についての基準)

第3条 条例附則第2条第2項の規定により一の支援の単位を構成する児童の数について 市長が別に定める基準は、おおむね90人以下とする。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。